

平成 30 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 2 回鹿児島県最低賃金専門部会 議事録

開 催 日 時	平成 30 年 8 月 1 日 (水) 午後 2 時 00 分 ~ 3 時 52 分		
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室		
出席者	公益代表委員 (3名)	石塚孔信	竹中啓之 山本晃正 (敬称略)
	労側委員 (3名)	喜納浩信	下町和三 新内親典 (敬称略)
	使側委員 (3名)	岩重昌勝	内 道雄 濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (4名)	田之上労働基準部長	上ノ原賃金室長 田代賃金室長補佐 有村給付調査官
議 題	1 最賃法第 25 条の公示に基づく意見陳述について 2 平成 30 年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 3 その他		
配 付 資 料	1 就業形態別労働者一人平均 1 時間当たり賃金 (鹿児島県) 2 平成 30 年度最低賃金基礎調査結果 (10 円ピッチ) 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表及び総括表		

石塚部会長

皆さん今日はお忙しい中出席いただきありがとうございます。

では、時間になりましたので、ただ今から平成 30 年度第 2 回目の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、本日の部会の成立につきまして、事務局から報告をお願いしたいと思います。

上ノ原賃金室長

本日は、公益側委員 3 名、労働者側委員 3 名、使用者側委員 3 名の合計 9 名の委員全員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しておりますので、ご報告申し上げます。

石塚部会長

ありがとうございます。本会は成立しているとのことですので、それでは、早速審議に入りたいと思いますが、改正審議に入る前に、前回の臨時専門部会の中で、最賃法 25 条の公示に基づく要請書の取扱いについて審議を行った結果、本日の第 2 回専門部会の中で、要請書の提出者から県最賃改定に関する意見陳述を受けることが決定しておりますので、ただ今から、議題 1 の最賃法第 25 条の公示に基づく意見陳述を受けたいと思います。それでは、事務局は、意見陳述者入室させてください。

(陳述者、入室)

石塚部会長

今日は、ありがとうございます。それでは、ただ今から、最賃法 25 条に基づき、関係労働者の意見聴取を行いたいと思います。本日は、コープかごしま労働組合執行副委員長福丸裕子氏と鹿児島県労働組合総連合会議長の平良行雄氏に来ていただいていますので、労働者側の意見聴取を行います。それでは、よろしくお願いします。

意見陳述者(福丸裕子氏)

それでは、私、福丸の方から意見陳述をさせていただきます。審議会の皆様には鹿児島地方最低賃金制度機能の発揮に向けてご尽力いただいておりますことに深く感謝いたします。

また、本日は貴重な専門部会におきまして、私どもの意見陳述の時間を取っていただきますことに深く感謝とお礼を申し上げます。

現在中賃の目安 23 円と出されておりますが、今回の D ランクの目安 23 円は中小企業における経営から考えますと、非常に厳しい数字であると私どもも承知しています。

委員の皆様もご存知のように労働側委員からは絶対水準が低過ぎる、今年、来年で 800 円以下の県をなくしたいと強調し、大都市と地方の格差是正を図るために時給 700 円台前半に留まる D ランクで 35 円の引き上げを求めたとありました。

今回出された目安額で見ると、最も高い東京の A ランクと最低 D ランクとの金額の差は 225 円になります。全国の平均は 874 円で鹿児島は全国の平均よりも 114 円も下回っています。この目安金額では、地域との格差をなくしていくことを強調している政府の考え方からも逆行しています。これでは地方からの流出と大都市への集中に拍車をかけることは明らかです。

地域間格差是正は鹿児島にとっても非常に重要なテーマです。労働者が鹿児島を去り、地域が衰退していく状況を止めるには賃金の格差是正をしていくべきではないでしょうか。先ほども述べましたように、中央の労働者側委員は地域間格差をなくすと主張しているのですから、少なくとも、地方最低審議会の労働者側委員においても、格差是正を図るべき、をなお一層主張していただき、A ランクの 27 円からの審議を要望いたします。

私たち県労連で毎月 15 日、ディーセントワークデー行動と称して、街頭での宣伝行動に取り組んでいます。4 月と 5 月で賃金に関するシール投票を行ないました。あなたの時給いくらかの内容です。昨年のシール投票の時もそうでしたが、今年も時給は 700 円台から 800 円台が圧倒的に多かったです。厳しい、鹿児島の 737 円は低いですが圧倒的でした。

答えてくださった皆さんは、物価は同じ、仕事内容も同じ、なのに他県となぜ時給の差があるのか、最低賃金を全国一緒にしてほしい、鹿児島も時給上げてほしいとの意見も多かったです。

7 月は七夕行動とし、時給が 1,000 円になったら何がしたいですか、を短冊に書いていただきました。短冊には牛肉の厚いのが食べてみたい。洋服のいいのを買いたい。たまには旅行に行きたい。仕事を 1 つ減らしたい。ゆっくり寝たい。休みたい。子供に好きなものを 1 つ買ってあげられるなどの願い事でした。また、ある人は時給 1,000 円になったらいいですね?いつになるのか?まだ 800 円にもなっていないのに、の声も聞くことができました。皆様から見たら、ささやかな願いごとかもしれませんが、私は胸が詰まる思いでした。

8時間働けば普通に暮らせる社会を作らなければいけないし、このことを地方の審議会にきちんと伝えなければと私は思いました。

また、鹿児島県弁護士会上山会長の声明文を読ませていただきました。声明文の中には、鹿児島県における最低賃金の低さと最賃引上げは地域経済の活性化につながる、賃金の低さのために生活できない若者の県外流出問題、母子家庭の子どもの貧困、働いてもワーキングプア世帯を改善していくためには、最低賃金を最低でも時給1,000円以上の金額を決定すること、などでした。審議会の役割は、この鹿児島県で働く労働者の暮らしの改善をすることが望まれているということではないでしょうか。

委員の皆様も審議の中で、人が普通に働いたら、普通に生活ができるようにしなければならない、常にその視点に立って審議をしてくださっていることは承知しています。重ねてではありますが、時給で働く非正規の方は本当に生活に困っています。審議会の皆様には県内で働く全ての労働者に対して、健康で文化的な生活を送るに足るのかどうか、労働基準法第1条人たるに値する生活を営むための必要を満たすべき、その水準に及んでいるかどうか、審議を強く求め私の意見陳述といたします。ありがとうございました。

意見陳述者（平良行雄氏）

お疲れ様です。引き続き私の方から、意見を述べさせていただきたいと思います。お手元に御配りしております文章は、実は私の娘が書いた文章です。

私の娘は、平成24年に鹿児島県の県立高校を卒業いたしまして、4年間熊本で音楽大学に通いました。そして、その後2年間東京の方で、より音楽を極めたいということで勉強しまして、この4月に鹿児島に帰ってまいりました。

ですから、今年25歳になります。その娘からの手記ということで、ぜひ、お聴きいただきたいと思います。座らせていただきます。

個人的に、東京と比べての意見

物価が違いますからと言われましても、特に物価の違いを感じたことはありません。鹿児島の方が、安いかなあと思うのは、東京にしかないレストランで出てくる料理の値段ぐらいです。そもそも行きません。

スーパーのお野菜、お肉、その他の食材も変動していて、せいぜい10円、20円程度です。大きくても50円ぐらいかな。

イチゴとか桃とか、そもそも高級な果物とかは、ちょい高めですが、買わなくても生きていけます。缶詰でいいです。その缶詰は地方とほぼ同じ値段です。なので、物価が、云々と言われますが、実生活では全く関係ないと思います。

マックとかスタバなどは、もはや全国一律のお値段です。でも時給は各県の最低賃金、矛盾していると思います。

お家賃については、私は鹿児島で一人暮らしをしたことがありませんが、鹿児島市の中心部は家賃も少し高めという声をどこでも聞きます。帰省して4ヶ月しか経っておりませんが、5回は耳にしました。

というのも、最低賃金に対しての家賃の割合が見合っていないという話です。

賃金を上げてもらった家賃であれば住めます。ただ、今の鹿児島県の最低賃金だと一人暮らしができないのが現状だよ、という話を昨日も某お店の店員さんとしてしました。

その方は社員さんですが、実家暮らしです。

失礼を承知でお尋ねします。県の方々、審議会の皆様は今の最低賃金で自分が生活していくとしたらということをお考えいただいたことがおありでしょうか。

家庭を支えることができますか。一人暮らしをしながら、余裕のある生活ができますか。

県民は意外と考えています。私の働いていた職場の主婦さん方は、とてもとても政治に詳しい方々ばかりでした。最低賃金についても議論されていました。

意見してくるのはこの人たちだけって考えたら大間違いです。

鹿児島って終わってるよね、って話、めっちゃよく聞きます。

鹿児島が大好きな民としては凄く複雑な気持ちになるので、最低賃金を含め県民がより暮らしやすい県づくりをしてください。よろしく願いいたします。

ちなみに私の娘は6年間で音楽の勉強した関係で、教員採用については、高校、中学の部を取得しております。ただ、なかなか就職ができないというのは現状のもとで、今、3つのアルバイトを掛け持ちをしております。その中の1つですが、全国チェーンの某珈琲店で働いている状況ですが、東京では時給1,010円でしたが、鹿児島では790円です。そして、その差は220円ございますが、年間に県内の所定労働時間158時間で計算いたしますと、月に、34,000円余りの差が出てしまうという状況です。全労連でも、最低生計費の調査を行ったところでは、大体どの県も22万円から24万円の生計費が必要なんだという調査結果もございます。そういう意味で、ぜひ、今回、地域間格差をとにかく縮めていく、そういう視点で、ぜひ改めてまた最低賃金の方を引き上げていただきたい、このように考えております。ぜひ、よろしく願いいたします。

石塚部会長

どうもありがとうございました。ただ今の御意見につきましては、労働者側の意見として、今後の改正審議を進めていくうえで、参考にさせていただきたいと思います。

それでは、退席をお願いします。

(陳述者、退席)

石塚部会長

それでは、議題2の平成30年度鹿児島県最低賃金の改正審議について、に入りたいと思います。この議題に入る前に、本日資料が出ておりますので、ここで事務局から説明をお願いします。

田代室長補佐

私からは、本日お付けした資料について説明させていただきます。

まず、資料1は、毎月勤労統計調査の地方調査、規模5人以上をもとに、常用労働者、一般労働者、パートタイム労働者という就業形態別に、1時間当たりの賃金と、その前年同月比をとりまとめたものです。中段の一般労働者と、下段のパートタイム労働者の表には、それぞれ、平成29年度賃金構造基本統計調査の5から9人の規模から、男女別に1時間当たり賃金も算出しております。

資料2と追加資料は、今年度の最低賃金基礎調査の結果表で、資料2は10円ピッチの分析結果、追加資料は、1円ピッチの分析結果です。いずれも7月31日現在で、利用可能な全てのデータで、分析しており、全体の復元労働者数は242,383人になります。

いずれも1枚目は、2枚目の全労働者の総括表を元に、引上額1円ごとに、影響率を計算した表、2枚目は全労働者の総括表、3枚目は一般労働者のみの総括表、4枚目はパート労働者のみの総括表になります。

資料2は、労働者の分布を10円ピッチで分析したものです。総括表では、左から2番目に記載されている人数は、最も低い階層からその階層までに分布する労働者数を全て足した累計値であることに注意が必要です。今年の10円ピッチの総括表でみると、730円から739円の右側には累計で14,474人が分布すると記載されておりますので、実際に730円から739円の階層に分布している人数は、一つ下の720円から729円までの累計値4,229人を差し引き、 $14,474人 - 4,229人 = 10,245人$ になり、730円にも737円にも10分の1の1024.5人ずつ均等に分布するものと推定して計算することになります。

例えば、未満率736円以下の労働者を計算する際には、 $4,229人 + 1024.5人 \times 7 = 11,401人$ を全体の242,383人で割って4.70%と計算しております。

追加資料は、1円の階層ごとに実際の分布を反映しているため、資料2と比べてより実態に近いものと考えられます。1円ピッチの総括表では、未満率ならば736円の階層の人数4,717人と1.95%が、そのまま未満労働者数と未満率になります。

今年の未満率は、1円ピッチでは1.95%で、昨年の3.08%でよりも低くなりました。影響率は、目安額23円でみた場合には、18.99%となり、昨年度の影響率22円、14.20%より高い結果となっております。

簡単でございますが、以上で本日の資料の説明を終わらせていただきます。

石塚部会長

ありがとうございます。ただ今の説明について、ご質問等はありませんか。例年と同じ形で資料が作られていると思うのですが、資料の2が影響率と未満率ですが、ではよろしいですか。

(質疑なし)

石塚部会長

それでは、審議を進めていきたいと思っております。7月25日に開催された第1回専門部会では、労働者側、使用者側双方から今年度の最低賃金額改正に当たっての基本的な考え方を表明していただきました。

その際の労使の意見を要約しますと、

まず、労側からは、独自に分析した資料等を基に、1点目、県内の景気は緩やかな回復が続いている。明治維新150周年関連や大河ドラマ「西郷どん」放映による観光客の増加や雇用・所得環境の改善により、個人消費が増加している。2点目、賃金改定状況調査第4表や一般労働者の賃上げ率等を重視した引上げ額の調査審議だけでなく、最低賃金のあるべき水準についての議論をこれまで以上に深める必要がある。3点目、生活保護等と比較する場合の月間労働時間は173.8時間で、年間では2085.6時間となるが、日経連の集計結果では、1,800から1,900時間が42%で最も多く、2,000時間超は3%しかない。労働者の実態に即した月間労働時間として、2017年の毎勤調査の平均値である158時間を用いるべきである、との考え方が示されました。

一方、使側委員からは、1点目、県内の景況は、一般的には、いいと言われているが、中小・零細は厳しい状況にある。2点目、地域別最賃は、最賃法9条の3要素を総合的に勘案して定めることとされているが、政府の引上げ方針等を重視した審議によって、目安の合理的な根拠が十分に示されないまま、3年連続して20円を超える引上げとなっている。3点目、政府方針、これは目安額ですが、これへの配慮は一定程度必要ではあるが、収益の持続的な改善・拡大や生産性を伴わない形での大幅な引上げが継続されれば、中小零細企業の経営を直撃し、そこで働く労働者の雇用が失われるだけでなく、事業の継続を危うくし、地域経済に悪影響を及ぼしかねない、との考え方が示されました。

今回は、以上のことを説明されたうえで、当日は、労使ともに具体的な金額の提示はなく、第2回専門部会でこれを行うこととなったと思います。

第1回専門部会の労側の意見、使側の意見につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、また、さらにもう少し言うておきたいことがありましたら、付け加えて言うておきたいということがありましたら、ここで出していただきたいと思います。それから、使側は、中小零細企業の実情について、今回、資料を出して説明をしていただくことになっていましたが、準備はできていますか。では、使側の方からそれを確認していただいてよろしいですか。説明をお願いします。

濱上委員

金額の提示も併せて行いたいと思います。今、お手元に、A4の2枚つづりと資料1、資料2と合わせては4枚ですかね、この資料をお配りしてございます。

平成30年度の最低賃金の改定審議に関する使用者側意見ということで、まず、はじめにということでもあります。目安額については、23円について配慮はするが、数値目標以外の明確な根拠が見えてこない。これで3年連続20円を超える上げ幅となって、特に、小規模零細企業にとって、ますます負担感が大きくなるということは明らかであるということ、地方経済の現況についてであります。日銀鹿児島支店、鹿児島財務事務所あるいは鹿児島銀行の調査によりますと、最近の景況はいずれも緩やかに回復しているというようなことではあるようであります。ただ、非常に厳しい調査結果もあるということで、今日お持ちいたしましたのが、この資料であります。これは鹿児島県商工会連合会の最新の中小企業景況調査報告書であります。この資料は、県内各地区に商工会があります。その地区の加盟商工会の経営指導員の方が直接各社を訪問して、フェイスツウフェイスで面接をしたり、聞き取り調査をした調査結果であると認識しております。その、平成30年4、6の業況がここに出ております。

真ん中あたりの表ですね。県内産業別業況DIということで出ております。産業別のDIですが、その下の、下から2つ目、30年4月から6月期を、これを、産業別に見ていくと、まず製造業が17.9、前年同期比22.6ポイントの悪化、建設業、これも17.9、これは前年同期比37.2ポイント悪化、小売業が42.8、前年同月比28.0ポイントの悪化、サービス業が14.7で、前年同月比8.1ポイントの悪化ということで、軒並み大幅に悪くなっているということでもあります。それから来期の見通しということでその下に、7月から9月期の見通しもあります。小売業を除いて、やや改善の兆しが見えますが、7月以降のいろんな原材料費の価格上昇、それからガソリンの高騰の影響もあり、特に、小規模事業者を取り巻く環境はますます厳しい状況になっているという、こういった生の声があるということでございます。次に資料の2であります。資料2という番号を付けてございますが、これは鹿児島県中小企業団体中央会が行いました6月期の景況調査ということであり

ます。これは、産業別ではなくて、項目ごとを、売上高だとか、販売価格とか項目ごとのものではありますが、その真ん中のD I値前年同月比較という右の方ですね、左の方は前月比較ですが、右の方は前年同月比較という、このD Iであります、その表を見ていただきますと、全体の景況、業界の景況、これは 11、前年同月比 11 ポイント悪化、それから売上高が 20 で、これが、前年同月比で 23 ポイントの悪化、それから下に行きまして、収益状況、これが 18 で、これは前年同月比 12 ポイント悪化ということで、それぞれ著しく低下しておりまして、その他の項目も軒並み下がっているということでございまして、中央会さんの方では、景気は大幅に落ち込んでいると分析をしております。

人手不足ということで人件費は、やはり無理して上げていらっしゃるが、そこに原材料費等の値上がりもあって、経費は非常に上昇している中、価格になかなか転嫁できないといったようなこともあって、売り上げ増につながらない、結果、収益状況が著しく悪化しているという実態が読み取れると思っております。

綴ってある資料の 2 ページですが、地方や中小企業には景気回復の効果が感じられていないということを裏付ける調査結果であると思っております、このような中小企業の厳しい経営実態に十分配慮すべきであると思っております。 に最低賃金改定への意見ということであります。

であります、大幅な引き上げが要求されている中、今もありますように中小規模の経営者の景気に対する見方が非常に厳しいものがあるということであります。

そこに書いてありますが、使用者側としては賃金の引上げを否定するものではなく、支払う能力がある企業は大いに賃金を引き上げるべきであるとは考えております。

しかしながら、最低賃金の引き上げは県内全域かつ全ての企業に適用されるものであり、県内格差の大きい鹿児島県にあっては、離島等、所得の低い地域にも配慮したものにすべきである、あまねく対象になるということで、そういった特異性がある、しかも罰則規定もあるわけでございます。支払い能力を超えた最低賃金の引き上げは、零細な事業者にも規模の縮小や廃業を強いることにもなりかねません。それからの働き方改革にも配慮するというようなことでございますが、やはり進めるに当たっての負担増への懸念等もあるようでございます。

それから には、前回は申し上げましたが、最低賃金の審議に当たっては、最低賃金法第 9 条に規定された決定の原則に基づいたものであるべきということであります。そういったこと等を勘案して、賃金改定状況調査第 4 票の D ランクの、この数値は、やはり、いろんな見方があると思いますが、尊重すべきだろうということで、ここから導き出されますと、賃金上昇率が 1.3% でございましたので、この数字から導き出せる 10 円アップが妥当だと思っております。ただ、これも前回申し上げましたように、 として、目安にも配慮するという観点と政府の言う、結果として、3% 程度の引き上げという点も考慮いたしまして、今、先ほど申し上げました昨年以上に厳しい経営環境の中ではあります、昨年と同額の 22 円引き上げを提示するというものでございます。使用者側は以上です。

石塚部会長

どうもありがとうございました。今回は資料を提示していただいて、それに基づいて、使用者側の意見をより具体的なものとして資料を用いて表明していただきました。最終的には、具体的な金額まで表明していただくということになります。

前回でいろいろ意見を出していただきましたし、それから本日も使側の方から新たな資料に基づいて、今説明をしていただきました。労側からは前回に付け加えることはございますか。後程、説明されますか。いいですか。

基本的な考え方については、今日の今のお話で労使から出てきたということですが、それを受けて、本日は、具体的な議論をしていきたいと思っています。

前回の審議で、具体的な議論をするために、ある程度金額を出していただいて、それで議論をしたいとお話をしましたので、ここで、具体的な金額を提示していただきたいと思います。今、使用者側の方は説明の最後の方で具体的な金額が出てきましたが、労側の方はいかがでしょうか。それでは、お願いします。

新内委員

今、資料をお配りしましたが、労側の具体的な金額についての考え方ということで、例年どおり、3要素をできるだけ配慮して、金額を、ということでしております。

例年とそんなに変わっているわけではありませんが、1つ目は、今年の中賃の中で賃金構造基本統計調査による初任給と最賃の比率というのが出ています。

全国平均が86.3%ということで、水準ということでは、やっぱり、全国平均、その水準までには同じような水準には持っていききたいということで、1つ目はじゃあ、高卒初任給ってなんだということで、第1回目で示された厚労省の労働市場センターの鹿児島における高卒女子の初任給155,000円とした場合に55円、そこに届くには55円ということになります。それから、中賃で出されたのは全国平均でしたから、同じ賃金構造基本統計調査の鹿児島県における高卒初任給、2017年度の方ですが、それが男女計148,600円ということになっております。これを時給換算した時に、86.3%とした時に、759円ということになります。759円ということで行くと22円の引き上げということになります。それから2点目は、これまでの政労使の合意があります。色んな見方はありますが、全国最低800円、2020年までにと、早い時期ということもありましたので、そうすると2020年に800円をクリアするためには32円と、今年、来年ということで32円、32円ということになってくると思います。

それから、同じ水準で世界各国の中で日本は低い、最低賃金が低いということで、ありますので、それを全産業の、OECDの平均、約50%となっておりますが、そこまでの水準を持つていくにはどうなのかということで、全産業で見た場合には886円ということで、当面の800円もはるかに超えていますので、3年とした場合には50円ずつ引き上げていく必要がある。卸小売業は賃金水準が平均値で見ると低いということで、ここについても同じく3年でみた場合には31円ずつの引き上げになります。

それから、労働者の賃金の推移ですが、第4表については、これは去年も申し上げましたが、第4表は、それぞれの調査対象企業における1人当たり人件費がどう変わったか、ということだけであって、一般的に日本の場合には勤続年数が増えると賃金も上がるというような傾向がありますので、退職とか、新規採用における労務構成の変化が反映されていないという部分では、4表については、少し私たちは疑義を感じていて、そのまま4表を採用するというにはならないのではないかなと思っています。

次のページで、賃金引き上げの状況ですが、雇用労政課の発表がありますので、3,798 円ということで、同じ金額を引上げるとした場合、158 時間で計算をしておりますが、24 円、同じ引き上げ、同率だと、12 円引上げだということになります。

それから、私ども連合鹿児島県の加盟組合の構成組織の地場組合の賃金の状況ということでいきますと、4,465 円、これを時間額に直した場合には 29 円の引き上げということになっております。

それから、のところでは、これは全国ですが、パートタイム労働者については、21.59 円、約 22 円引き上げられているということになっています。

それから、毎勤統計の部分で所定内賃金がどう変わっているのか、今日の局の資料にもありますが、少しスパンが違って、1 月から 4 月までということで、取っておりますが、実態賃金として、一般労働者で、39 円、それからパートタイム労働者で 38 円ということです。1 月から 4 月までですから、これが年を通してということではありませんが、少なくともこの期間では去年と比べて見た場合は、大幅な上昇が出ているという状況にもあるということでもあります。それから生活保護との整合性、生計費関係での生活保護との整合性ですが、毎年言って、しつこいなと思われるかもしれませんが、やはり保護の、素直にみると、加重平均ということは書いてありませんので、鹿児島市を参考にした場合ということで、これも 173 で、0.8 で計算すると、最賃の方が上回っていることは、重々承知をしておりますが、実体的な労働時間である平均、普通の労働者が働いているということで、158 時間で計算すると、やはり 1 時間あたり 18 円、まだ乖離が生じているということになっておりますし、生活保護について、住宅扶助の実績値はゼロが入っている、未支給の人が入っているということで、実際ゼロ値を除いた計算を分かる範囲でもらったところ、あまり変わらないという話でしたが、そういうことです。それから生活保護受給者はそこには書いてありますが、病気になっても医療扶助で治療費がかからないが、労働者は病院に行くのは 3 割負担があるということで、単純に、加重平均で最賃が上回っているから、それでいいというようなことではなくて、そういう総合的な部分を流用しながら見ていく必要があるのではないかなと思っています。

それから、生計費ですが、県の人事委員会の生計費というのが毎年勧告の付属資料ということで、毎年出てきますが、そこにありますように、去年の勧告の時には 1 人当たり、鹿児島市ですけど 150,880 円、その前が、2016 年が 160,000 円、2015 年で行くと 110,000 円と非常にぶれ幅が大きいということで、この中で 1 番低い数字を見ても、最賃の方がまだ低いという状況にあるということでもあります。

それから、消費者物価も少しずつ、そんなに大幅にアップしているという状況ではありませんが、やはり、少しずつ上がってきているということ、特に、エネルギーとか生活で、節約のしようがない部分、特に今年の場合ですと、この猛暑の中で夜もエアコンをかけないといけないということで、光熱費負担は膨らんできているのだろうなと思っております。

そして、4 ページ、食料品も若干上がり、上昇基調にあるという状況もあります。それから、では、物価の部分で、今日、参考人のところにも少し出てきましたが、物価の違いということで、やはり、地域差指数というのが東京を 100 とした場合でも、鹿児島は 92.3 ということで、実感的には、そんなに変わらないだろうなということで、それと比べて、最低賃金は格差が大きくなっているという状況は変わっていないということでもあります。

それから支払い能力ですが、色々な見方はあると思いますが、日銀、それから九州地域経済研究所の方もそうですが、穏やかに回復しているということで、基本的には鹿児島は回復基調にあると

ということであることから、倒産も少ないということで、2017年を上回っているのではないかなと考えております。

労働力調査による就業者、就業者自体も増えていると、働く人が増えているということは、やはり、県内の景況は回復基調にあると、良くなっていると言えるのだろうなと思っております。

は、そういうことも含めて、有効求人倍率も増えております。そして、昨年22円ということで、昨年の時点で時間単価になった時に、昨年は史上最高と、時間額表示だけになってから史上最高ということで、私たちも雇用に悪影響が本当はないのかなという心配をしていましたが、昨年の5月からずっと有効求人倍率を取っておりますが、有効求人倍率は増えてない、特に10月、昨年の、すいません、これは2017と2018だと思います。

そして、有効求人倍率、下の方の表ですが、求人数そのものも737円が適用になった10月1日以降、10月から雇用の求人数そのものが減っていない、逆に増えている状況にあるということになります。22円、昨年引き上げたことによる雇用の面で影響は、ほとんど見られなかったという状況にあると思っております。

したがいまして、最終的にといいますか、最終的ではないですね、具体的な引上げ金額ですが、最賃決定の3要素を踏まえて、それに政労使合意だとか、働き方改革実行計画というものの中身を総合的に見て、目安23円を大きくか、どうかは別として、上回りますが、労側としては32円の引上げをお願いしたいと思っております。以上です。

石塚部会長

どうもありがとうございました。今、労側の方からまた新たに資料を出していただいて、それに基づいて説明、そして金額まで提示してもらいました。

使側は先ほど出していただいたので、使側の方からは、地方経済の状況等とか、それから、特に、商工会連合会、中小の企業が加盟していると思われませんが、そういったところの聞き取り調査、そういった結果を提示していただいて、資料を上げていただいています。それに基づきますと、非常に、景況感が悪いと、D Iの値の比較も、かなり落ち込んでいるという状況であると。

それから価格に、人手不足で人件費が、やはり少しずつ上がってきているということと、原材料の高騰です。それによって、一方で、なかなか価格に転嫁できないという、なかなか難しい、売上げが伸びていかないという状況にあるということです。

そういった中で、政府が最低賃金を引き上げるということであるから、賃金の引き上げを否定するものではないが、支払い能力等々、それから、離島を多く抱える県内の状況から、そういったことから、最低賃金の引き上げは、やはり規模の小さな零細企業を中心に廃業に結びついてしまう懸念があるということです。

それから、最低賃金の審議にあたっては、やはり第4表ですね、この第4表のDランクの地域の賃上げの基準、これがやはり基本的には基準になるだろう、そうすると第4表のパーセンテージからすると、10円のアップが妥当ではないかと、一方では、ただ政府が出している目安というものにも配慮するということから、使側としては、昨年と同額の22円という額を今回は提示したいということでした。

それに対して、労側の方から、その最低賃金の水準、いろんな考え方があるということですが、それを高卒の初任給、それから、世界各国との比較で、日本の最低賃金は低すぎると、そういった、

データによって、あるべき最低賃金はどのレベルなのかということ、データをあげて説明していただいています。

それから一方では、毎勤の賃金の推移、そういったデータ、それらも挙げられて、生活保護との整合性については、前回もお話をしたわけですが、鹿児島の場合は、加重平均ではなくて、鹿児島市との比較というのも重要だろうということで、それと比べると、やはり最賃が非常に低い状況にあるということ、それから生計費につきましても、鹿児島、特に鹿児島市の生計費というのは、それと比べると、最賃の額というのは、ちょっと低いのではないかとということです。

それから後は、支払い能力の問題については、これは、昨年、最低賃金がかなり上昇したわけですが、それに対して、倒産件数というのはそう増えていない、むしろ低水準で推移しているので、あまりそこまで影響がなかったのではないかとということ。

それから、有効求人倍率についても、このところ、労働者不足というのものもあるかもしれませんが、かなり上昇してきていると、そういった環境を考慮して、これまでの成長力底上げ戦略推進円卓会議や雇用戦略対話での政労使合意、それから働き方改革の実行計画そういったものも総合的に考えて、労側としては目安のDランク 23 円を上回る 32 円の引き上げを求めます、ということでした。

労側からは 32 円、使側からは 22 円という金額をここで提示していただきましたが、これにつきまして、労使双方の方からご質問、ご意見等をお聞きしたいと思います、何かございますか。労側から使側、使側から労側に対して何かありませんか。

内委員

いいですか。

石塚部会長

はい、どうぞ。

内委員

今、労働者側から説明を受けましたところ、この 32 円ですか、この経緯がわからないでもないですが、これはもう 800 円を達成するための要件かなというような御意見かなという、感じも受けませんが、資料の 1 ページの $800 \text{円} - 737 \text{円} \div 2$ という、この 32 円のところからも来ているんじゃないかと思うのですが、これは 2 じゃなくて、3 ではないですか。

3 にすると 21 点なんぼになるわけでありまして、使側の提示している数字に合うような気がするのですが、どうでしょうか。

新内委員

3 で割ればそうだと思います。ただ、2020 年ということです。2020 年は、1 月から 12 月まであります。それで、そもそも、この 2020 年で 800 円、最低 800 円、全国で 1,000 円というのが出た時には、2020 年の早い時期にという表現もされています

2020 年の審議でということではないですよ。ということは、2020 年の審議で、割る 3 でということにすると、2020 年の早くて 10 月 1 日、残りの 10 月までは 800 円に乗らないこととなります。私は、労側としては、2020 年に 800 円に乗せるとすると、2019 年度の改正で 800 円というところに

上げておかないと 2020 年に 800 円という表現はできないのではないかと考えて 2 年にしています。以上です。

石塚部会長

2020 年に 800 円と言った時に、どの時点からか、ということで議論がありました。

新内委員

合意はできていませんが、素直に考えると 1 月か 4 月かという時期で、それが 2020 年に限っては、6 月 1 日から始まりますよ、だったら、まだわかりますけど、10 月からが 2020 年だということには労側は立っていないと考えていますので、そのように私たちは思っています。

石塚部会長

計算の、始まりをどこにするかということで、2 年か 3 年かということで、考え方としては、そういうことですね。

新内委員

先ほども言いましたように、800 円に乗せるというのは合意がありまして、労側としては、800 円というのは大事に考えておりまして、そこにありますように、低い数字もありますが、そのように少なくとも上げていかないと、本当に生活できるの、というところで、やはり、一定程度の水準まで上げていかないといけないのではないかと考えています。一番先に持ってきています全国の実態ということで、実態を高卒初任給とのバランスというのはこれも厚労省が出してきていましたので、そこまで詰められていなかったということで、現状に。高卒初任給と比べての、全国平均と比べて、鹿児島がやはり遅れているということも含めて、32 円というのは考えています。32 円と決めたことの原因には、この 800 円というのもあります。

石塚部会長

ということですが、他に何かございませんか。

下町委員

今、使用者の皆様の方から、企業の D I、その状況についてお話がありまして、厳しい状況にあるということですが、それはそうでしょうが、逆の方から見ると、購入する側の可処分所得が増えてないというのはあります。それから、もう一つは、価格転嫁ができないということですが、これは、国の政策にも関わると思うのですが、この間、低賃金の労働者で収益を確保してきたのではないかと、その中で、いわゆる親企業とか納入先に対して価格転嫁をするということを努力というか、そういう強い姿勢もできなかったのではないかと思います。これは政策もありますけど、公正な取引はきちんとしてもらえないかと、大手の所もですね。そういう政策は、政府も出しています。私たちもそれは各所で、主張しております。もちろん、中小企業から買おうとして、その仲間の収入にも影響することですので、ということはお話しております。

ただ、最低賃金になりますと、やはり、1 つは格差をどうして縮めていくかということですね。鹿児島に来るといって、残る、鹿児島で働いてくれる人を確保していく上でも、やはり、最低賃金

の最下位クラス同率同位では、なかなか来る人はいないし、絶対額から見ても、今の金額では、他の所へ行ってしまうということになっているのではないかと。

外国人労働者をもうすでにお願ひしないとやっていけないということで、たくさん雇用されていますが、そこにしても、やって来るお国柄も違ってきていますし、金額についてももう周辺国との差が縮まったり、逆転するようなことになると、鹿児島に、じゃあ、来てくれるの、ということも出てくるわけですので、そうしたところも、視点も見て欲しいですし、1つ、その働く人の生計費、生活できる金額はいくらなのというところも、見ていただきたいと。

確かに昨日、今日、明日の経営は厳しいというのはあるのですが、もう少し長期の視点で上げていこうということをやっけていかないと、それは、ひとつにその企業の経営の方だけの責任というか、負荷になってはいけませんので、政策も交えて、引き上げていかないと将来はないのではないかと思います。そのことも考慮いただければと思います。以上です。

石塚部会長

どうもありがとうございました。ということで、使側の今日出された資料、とりわけ、中小零細の企業の状況については、これはこれで、データとしては非常に苦しい状況だということはわかるけれども、一方では、やっぱり、これによって、可処分所得が増えていないという状況があると。それから、賃金格差というのがやっぱり、むしろ拡大している状況の中で、労働者が逆に流出してしまうという懸念がやはりあると。

外国人労働者を入れようと、今、国が色々やっていますが、そういった時にも、来る外国人から選択されてしまうのではないかと。

それから、中小零細企業と大企業との関係ですね。これは、そこを公正化、正常化するというのは政策的に非常に影響があって、政策的な視点がかかなり強いとは思いますが、そのへんの状況、その努力をやっぱりやっけていかないと、なかなか状況としては変わらないのではないかと、それからそういったことも含めて長期の視点で考えてもらえないかと、そういったことだったと思うのですが。他に何かございませんか。

(意見なし)

石塚部会長

それでは、基本的には具体的な金額で議論していかないといけませんので、労側からは32円、それから使側から22円と、アップというところで、今、金額は提示されています。これにつきましても、この場で何か言い加えることとか、そういうものはありませんか。

(意見なし)

石塚部会長

それでは、なかなか平場では、意見が出しにくいところもあると思いますので、ここで、今後の当部会の円滑な運営のために、可能でしたら、公労の協議、公使の協議を行ないたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしいですか。

山本委員

1つちょっと、もし分かればということでご説明いただければと思うのですが、中小企業の景況調査の報告書で、この4月、6月がガタンと下がっていますよね、過去に比べて、大幅に下がっていますが、これは何か特殊な要因があるというようにお考えでしょうか。

ずっと聞いていると、一般的に言うと緩やかに回復していると、ずっと、理解していたものが、ここでガタンと下がったということが、なぜかな、ということで、例えば、外国人の観光客も去年と比べて、かなり何十万人も増えているというようなことも聞いていますので。どうしてこういうようなことになっているのかなと、いうのがよく分からなかったものですから、もし分かればということで、お分かりになればということで何かありますでしょうか。

濱上委員

すいません。中央会さんの方からいただいた資料でございますので、そんなに深堀はしておりません。この数字だけ見て、出した経緯がございますので、ちょっと、お時間をください。

石塚部会長

はい、どうぞ。

岩重委員

今のご質問ですが、たぶん、この4月、6月というのは、前年度29年度の第4四半期1月から3月までで、年度末で、ちょうど来年の2019年の10月から消費税も今の時勢で行けば10%に上がるであろうということ、そういったことで、また、今度は逆に、原材料が大幅に、この時に、サプライメーカーが上げにかかりました。

今までずっと上げられなかったもので、ということで、とりわけ2019年に10%オンになると非常に、ここで上げておかないと一気に上がるような値幅感というような感じを受けるということから、原材料メーカーが値段を上げてきたということで、ここで一気に価格転嫁ができない中小零細等々は、仕入れが上がって、売り上げは今度逆に下がっていく、そういったことで景況が非常に悪くなったということはあります。

そこで、この4月から以降、また、外国人が云々とかいろいろと言われておりますが、やはり、中小零細企業においては、大企業の動向というのが非常に大きくて、やっぱり我々はその下請けでいろいろと食べさせていただいている感が非常に強いので、国の方もいろいろと、この価格の転嫁とか、いろいろとそれを拒否する親事業者がいたら、それを告発するようにと一生懸命働きかけをしていただけるのですが、今のネット社会で、いろんな面で、簡単にその、秘匿することはできなくて、非常に、われわれも、事業を進めていくのに厳しい環境というのは全然改善されないんです。

また、非常に労賃も上げるように、ということで国の方の政策もどんどん、前回の時にも本審の時もありましたように、それに対応するために経営者サイドの色々な助成金とか、いろんな物なんかを一生懸命オープンにして、我々に対して提示をしていただいておりますが、これも、おおむね3か月か6か月分ぐらいのものでしかなくて、そこから先は独立独歩で、自力でやっていきなさいということで、どうもそのへんが永続的にずっとサポートしていただける形じゃないんですね。

なので、報道が先行し過ぎている感を歪めなくて、経営環境というのは非常に脆弱なので少し何かあるとか、ガクッとすぐ簡単に影響が出てくるというのもありますので、まずこの4月、6月の

2018年第1四半期のものは前年度のまでの原材料の高騰が非常に我々の景気に影響を及ぼしたものだということは認識しております。ご説明になったかどうかわかりませんが。

喜納委員

今、使側の岩重委員のおっしゃったとおり、私ども中小の企業組合があって、社長さんから話を聞きましたが、やっぱり、この春、原材料費は上がりました。

エネルギー費も上がったことは1つの大きな、厳しい要因ということはお聞きしています。もう一つ聞いているのは、春の新規採用で非常に、思った採用ができなかったというのが、中小の、特に製造の所は、受注が増えたのですが、それは淘汰された分、企業数が減ったところの要因はありますけど、決して受注は減っていないけど、それを捌けるだけの人員の確保ができなかったというのは非常に大きく、今後の見方に対して、厳しいということ、社長さん何名かお聞きして、言っています、これまで、日本人だけでやっていた、製造、ストックングを作っている所は、今度新しく外国人の技能実習生を要望したんですけど、予定の人数12名に対して、やっぱり6名しか取れなかったということで、すごく外国人労働者の研修実習生についても、非常に、来てもらう数が厳しくなっているということで、人員の確保は新規学卒も含めて、中小さんではなかなか確保できないので、今後の見通しについては、事業維持が精一杯だという話はもちろん聞いています。その厳しさの元凶は先ほど、下町委員がおっしゃったように、物価上昇、生産性の向上、税・社会保障費の上昇に伴う、賃上げがやっぱり、正規でも非常に厳しかったということが特に言えるのかなと思っています。私どもも、2500組合あって、8割方は中小企業ですけど、そこでも全国では2.08引き上がったのですが、鹿児島で1.6ということで、非常に鹿児島では賃上げの引上げ幅が厳しく、労側から言えば、抑えられるという認識を持っています。

それが、消費を含めて、そういった行動に、向かうべきなのかもしれませんが、これまでの引き上げでは、なかなか使わず、内に貯めてしまっている部分があるのも、もちろん実態なので広く、経済に寄与すると考えている最低賃金の引上げ、この引上げ分は、私は、ほぼ消費に回るものだと、特に、この時給だと考えていますので、決して、圧迫というようには思っていません。経済に回っていくものだと判断しております。ここでもっと厳しい見方をすると、統計上鹿児島は県別総生産については、全国47都道府県中26位という直近の数字を見ました。生産高については、決して低い県ではないかと思っていますが、その中において、長時間の労働と低い賃金で、ある程度言わせてもらえば、労が、我慢している状態ではないかと思っていますし、きちっと、労働価値の評価をして、経済循環につなげるという考えを是非、使側の皆さんにも持っていただきたいと、さらに、厳しい言い方をすると、どこも人手不足感は、ごく大手の一部を除いて中堅企業もすでに持っている状況ですので、生産性の向上はもちろん労使でやっていかないといけないなと思っていますが、800円というのは、やっぱり、労使の目標だということを認識している中で、効率化を含めて、淘汰という言い方は厳しいですけど、そこまでの賃金の支払いが厳しいところについては、事業の継続が難しくければ、私は労働移動が起こってもいいと思っています。

それだけ、今、吸収できるような、労働力の需給関係を持っていると思うので、それだけの意志、覚悟を持った形で最低賃金を引き上げて、それでお互い労働価値を高めて、生産性を上げるという、そのように舵を切っていただければと思っていますので、是非、使側のみなさんについては、そういうことも労側はもちろん覚悟をもって、望んでいる部分もあるということ承知いただければと思います。以上です。

石塚部会長

どうもありがとうございます。県内の企業の、特に今年度の第2四半期の状況についての労側からのご説明が、ありましたので、これは私も見ていて、例えば、全国レベルのニュース、新聞等で見ると、非常に、景気が結構いいと、特に製造業がかなり戻ってきて、その中身は今までと違うのかも知れませんが。その一方で、学生の就職状況を見ると、正直なところ今は売り手市場です。

だから、その状況等、これは鹿児島県の中小企業の、このデータを見た時に、状況だとさっきびっくりした部分があるのですが、だから、大企業というか、全国規模の大企業と地方の中小零細にかなり乖離があるというのか、そういうのがあるのかなと認識を受けて、新たにしているところです。

特に、製造業については、製造業、建設業がこういう状態だということは我々が日頃見聞きする認識等では分からないものがあるので、詳しい話をお聞きできれば、また、紹介していただければと思います。

それで他に何かございますか。ここの場で言っておきたいことがありますか。

岩重委員

補足していいですか。

石塚部会長

どうぞ。

岩重委員

今、部会長おっしゃったようにテレビ報道と実態のこの対面調査によっての生のD I感、これの乖離というのは、逆に、報道に出てこないんですね。ちゃんと報道もそういったように取材をしているんだと思うのですが。でも、これも我々が言うのもなんですが、お上の報道の誘導なのかもしれない。景気は確実に良くなっていると。でも、実態はそうではない。そうでない時もいろいろ意見を黙殺されていることもあり得ます。

具体的に言えば、非常に運賃が高くなっています。我々この地方の鹿児島から、首都圏、大消費地に農産物、そして、あと工業製品と言ったもの等をロジスティックするのに、非常にその集荷時間の締め切りが早くなって、そして、また今度は、運賃が大幅に上がって、当然運送会社さんも運転手の確保のために、それだけの待遇改善をしなきゃいけないので、当然といえば当然ですが、我々もその安い運賃で上に乗って、それによってのコストで色々と、県外との競争、また、お客様方への納品という形でできておりましたが、はっきり言えば、運送業界のそういう全面的な見直し、これは、非常に大きかったです。それに合わせて今度は原材料費も上がってきておりますので、端っこにいる我々からしたら、非常にそれは厳しい、けど今は労働業界の色々な賃金の見直し、そして、また、働き方改革云々という大きいうねりの中で、我々の声というのは黙殺されるのが本当に多いんですね。長期的視野にというところで、労側の方からもおっしゃっていただいている、我々も一個人としてなら、そうありたいと思うのですが、我々ごときが長期的視野に立って云々というより、もう一方の情勢を考えながら、いろんな面で経営を作っていくということは、まさに親会社とか、首都圏の大きいお客様方からすれば、まさに僭越ではないかとお叱りを受けることでして、自分のまず、頭の上の八工を追いなさいとも言われかねないことですが、やはり今までずっとこの

デフレ環境の中で、ずっと上げられなかったいろんなものが一斉に働き方改革、そして、また、景気脱却のために、デフレ脱却、インフレに戻そうと、いろんなものが一気にここ5、6年で集約してきているものですから、それに、我々中小零細企業の経営者はあたふたしながら、何とか一つ一つ対応せざるを得ないということで、そうしながら、やはりお客様方の反応も鈍いですから、こういう景況感、先々非常に厳しい、来年の10月から消費税がまた2%上がるものに関して、非常に危機感を抱いています。確実に上がるでしょうから、ここでまた減速するのではないかという危惧もあります。

また、ここにきて昨日ですか、金利もずっと低く抑えられて、今の景況ですから、これが少し上がることになると、長期的な設備投資意欲もまた減退しますし、来年の10%前に何とか今まで、ずっとおしなべてやめていた設備投資も一気にここでしておかないと、よりプライスの高い品物を買うことになるのかなという気持ちになっていた経営者も今度は長期的な金利が上がってくると簡単に手が出せなくなるということで、これは、いろんな面で問題は山積し出したなという実感です。

石塚部会長

現況、特に地方の中小零細企業の現状を今、お話ししてもらって、かなり、国の政策等の関わりというのがかなり大きいので、なかなか難しいところもあると思うのですが、その中で、この最低賃金をどうしていくのかということを考えていかなければいけないということですが、他に何かございますか。

(意見なし)

石塚部会長

それでは、大体、今、皆さんが考えていらっしゃる、あるいは現状について労使双方の方から出していただいたと思うので、今後はこの金額の格差を埋めていかななくてはいけないという作業になります。

それで、平場ではもう意見がなかなか出にくいと思いますので、先ほど言いましたように個別協議の方に入らせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

それでは、これから個別協議に入っていきたいと思います。まず、労側の方と、公労でやりたいと思いますが、その前に、1回ここで少し話をしたいので両側とも一度退室いただいて、公益で話をさせていただきます。

(公労個別協議)

(公使個別協議)

石塚部会長

それでは、平場に戻します。今、労側と使側に個別協議をしましたが、色々状況について詳しい話をすることができました。今日のところは、これでということで、10円という隔たりがあるという状況で、今日のところはこれで一応終わって、また、明日、次回がありますので、次回までにお互いどれだけ歩み寄れるのかということで、明日の専門部会に臨んでいただければと思います。

今日のところはよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚部会長

それでは、最後の議題の「その他」ですが、事務局から何かありますか。

田代室長補佐

次回は明日8月2日木曜日午前9時からの開催になります。よろしくお願いします。

石塚部会長

会場はここですね。

田代室長補佐

会場は同じになります。

石塚部会長

次回は、明日の8月2日午前9時からということで、少し早いですが、同じ場所で3回目の専門部会を開催します。

それでは最後に、議事録署名者を指名します。労働者側は新内委員、使用者側は濱上委員にお願いします。

それでは本日はこれで閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

議事録署名

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
